10　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十九号までに掲げる事務（第十六号に掲げる事務を除く。）及び第二十三号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

11　保険企画専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち第六項各号に掲げる事務に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（市場法制企画調整官等）

第七条　市場課に、市場法制企画調整官一人、市場インフラ構築調整官一人、金融取引官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び市場法制専門官一人を置く。

2　市場法制企画調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち令第十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

3　市場インフラ構築調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融市場の整備に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

4　金融取引官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。

一　金融機関の金利の調整に関すること。

二　金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

三　株式、社債その他有価証券の振替に関する制度の企画及び立案に関すること。

5　［略］

6　市場調整官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融商品市場に関する調査その他専門的な事項に関する事務並びに二以上の市場間における重要事項についての調整に関する事務に従事する。

7　市場法制専門官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち有価証券の取引等の規制に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（企画官等）

第八条　［略］

2　［略］

3　開示企画調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち企業内容等の開示等に関する制度の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

4　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十七条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

［5・6　略］

［節を削る。］

8　信用法制企画調整官は、命を受けて、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十一条第一項第五号から第十四号までに掲げる事務（第十一号に掲げる事務を除く。）及び第十八号に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

9　保険企画専門官は、命を受けて、第六項各号に掲げる事務に関する専門的事項に従事する。

（市場法制企画調整官等）

第五条　市場課に、市場法制企画調整官一人、市場インフラ構築調整官一人、市場法制専門官一人、市場業務専門官一人、市場調整官一人及び金融取引官一人を置く。

2　市場法制企画調整官は、命を受けて、令第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

3　市場インフラ構築調整官は、命を受けて、金融市場の整備に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

4　市場法制専門官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち有価証券の取引等の規制に関する専門的事項に係る事務に従事する。

5　［同上］

6　市場調整官は、命を受けて、金融商品市場に関する調査その他専門的な事項に関する事務並びに二以上の市場間における重要事項についての調整に関する事務に従事する。

7　金融取引官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　金融機関の金利の調整に関すること。

二　金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

三　決済制度の企画及び立案に関すること。

（企画官等）

第六条　［同上］

2　［同上］

3　開示企画調整官は、命を受けて、企業内容等の開示等に関する制度の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

4　企業財務調査官は、命を受けて、令第十三条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

［5・6　同上］

第二節　検査局

（リスク管理検査室等及び検査企画官等）

第七条　総務課に、リスク管理検査室及び情報・分析室並びに検査企画官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、資料情報調査官二人、情報分析官一人、主任統括検査官九人（うち一人は、関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官六人以内、特別検査官三十二人以内、主任専門検査官一人、専門検査官四十四人以内及び金融証券検査官三百八十五人以内を置く。